

2014年2月10日

2014年1月 Nr. 395

今回は、ベルリン自由大学の Kirschnerleit 教授がゲストとして招かれたラジオ放送がベースとなっています。彼女は、Japanologie を専門としていますが、同時に日本文学の翻訳者でもあり、またドイツ人向けの和独大辞典（全3巻構成で、2,544ページの第1巻が既に2009年に出版されておりますが、第3巻は2020年までには刊行予定とのこと）の共同編纂者でもあります。

彼女が80年代半ばに一橋大学に招聘され、日本文学や社会学について日本語で講義をしたことが紹介されていますが、当時としてはかなり稀なことだっただろうと想像します。学生の中には、その講義をテープレコーダーに録音した者がいたというのも納得できます。私がある場に居たら、やはり同じことをしていたかもしれません。ところで、外国人の日本文学研究家ということでは、日本ではドナルド・キーン氏が著名ですので、今回の放送を聞いて、彼のことを思い出しました（彼は、2011年の大震災を契機に日本に帰化したと聞いています）。

さて、日本語をドイツ語に訳す時、両国語の単語の意味を考えただけの逐語訳が好ましくない事例として、放送の中で「違う」という動詞について彼女が指摘しておりました。「違う」という動詞は、“anders sein”を使って“Es ist anders.”と訳すことが正しい場合もありますが、確かに彼女の指摘するように、Kontext によっては“nein”と表現したほうが良い場合があるという事については、納得できます。私たち日本人が和独辞典を使用する際にも、意味を調べるだけでなく、Kontext を十分に考える必要がある例示だと思います。彼女が編纂したこのドイツ人向け和独大辞典には、日本語の言葉の意味だけでなく、その言葉がどのような Kontext の中で使用されるかについても記載されているということですが、個人で購入するには大分高価な辞書ですので、機会がありましたら、一度図書館で閲覧してみたいと思います。

K. K.

2014年3月16日

2014年2月 Nr. 396

さて、今回は、ドイツの牧羊、しかも Wanderschäfer (適切な日本語が思い浮かびませんが、仮に「遊牧従事者」とでもしておきます) がテーマです。私の知る限り、日本では牧羊はないか、あっても本のわずかだと思えますし、ましてや Wanderschäfer は皆無だと思えますので、彼我の差を認識させられるテーマでした。現在のドイツで牧羊に従事しているのは、男女計で 2,000 名ほどですが、遊牧まで行っているのは大分少ないようです。また、この遊牧には、ポータブル電流フェンスが大きな役割を果たしていることも認識しました。

伝統あるこの遊牧が、従来の化石燃料を使用した発電に比較し環境に優しいと言われていて、新しい発電装置 (太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など) が設置されている場所との関連でもレポートされており、その対比が興味深いものでした。

牧羊全般も、当然のことながら時代の波の影響を受けてきました。一旦激減した牧羊ですが、70年代に増えます。トルコからのドイツへの Gastarbeiter の流入が増えるに従い、羊牧頭数と羊肉の消費量が増加したという因果関係は、指摘されれば当然なのですが、その事実を今まで知りませんでした。特に 1961 年に両国で締結された Anwerbeabkommen から 1973 年の Anwerbestopp まで数多くのトルコ人が当時の西ドイツに流入したことについては、最近ゲーテの授業でも扱っていましたが、羊肉の消費量増までは気が回りませんでした。

今回 Schafscherer についても紹介されています。以前あるテレビ番組でオーストラリアでのシーンだったと思いますが、Schafscherer が羊の毛を刈る様子を見たことを思い出しました。毛でふさふさしていた羊が鮮やかな手さばきであつと間に毛を刈られ、毛の短いヤギになったような印象を持ちました。毛を刈られた羊は、さっぱりしたというより、さぞ肌寒く感じたのではないかと同情しました。その姿は、とてもユーモラスに感じました。そしてこの羊毛も、オーストラリアからのメリノウールの輸入により甚大な影響を受けたことも紹介されています。

ところで、先月話題になった Kirschnereit 教授らが編纂した和独大辞典 (第 1 巻は、I から K までの見出し語 46,500 語収録、全 3 巻で 12 万語超) ですが、私が捜した限りでは、北区のみならず、隣接の区立図書館では所蔵していませんでした。最後によりやくゲーテ・インスティトゥートの図書館で閲覧できました。同教授らは、語句が使用されてい

る文脈を重視していることから、この辞書には豊富な例文（報道媒体からの引用も多いですが、文学作品からのものが最も多いという印象です）が掲載されています。第 2 巻および最終巻はこれからの出版ですのでともかくとしても、2009 年既刊の第 1 巻については、新語が反映されないという懸念がありそうです。いずれにしましても、今後まずは最終巻までの刊行が実現するよう祈りたいと思います。

K. K.

2014年4月13日

2014年3月 Nr. 397

今回は、ベルリンの賃貸住宅の改修がテーマです。

さて、そのベルリンには、戦時中の空爆により生じた空き地が戦後約70年を経た現在、今だに存在している事実に驚かされます。このような空き地は景観を損ねることから、建物の再建のためにベルリンとしても政府と共に財政援助をしてきたものの、現在も存在しています。

また、ベルリンは、空き地への建物の再建のみならず、古い住宅の改修に対しても資金援助をしてきました。そしてそれは、ベルリンの歴史が大きく影響していたとのこと。すなわち、70年代～80年代にかけて当時の西ベルリンを旧東ドイツより立派に見せる必要があったため旧西ドイツから多額の資金を得てこれに充当しましたが、90年の東ドイツ消滅後はこの旧西ベルリンの「ショーウインドー」としての役割の必要性が消え、ベルリンの住宅に対する資金援助も縮小してしまいました。

このような改修事業には、市は資金も出す代わりに、口出しもします。一方で、市からは資金援助を受けず自費で改修し、高級住宅としてより高い賃料で貸す家主や、購入住宅を改修し高く売却しようとする投資家もいます。ただし、借主の同意が必要になるため、このような投資目的の場合、人が住んでいない物件が購入される傾向にあるようです。それは、借主が住んでいる場合、“Kauf bricht Mietē nicht.”という法理があるためです。

以前、日本の民法や賃貸借法を少し勉強したことがありました。その際に、「売買は賃貸借を破らない」（売買は賃貸借に優先しない）という、弱い立場の借借人を保護する基本概念が出てきましたが、まさに今回の“Kauf bricht Mietē nicht.”がこれに該当することを確認しました。これは、明治初期の日本が法律を整備するために当時のドイツ帝国の法体系を参考にしたという経緯を考えると当然なのですが、今回の放送の中でこの文言を聞くことになろうとは思いませんでした。同文言を聞いた時は、「あっ、これがあれだ」（このような場面において、ドイツ語では何と表現するのでしょうか。“Ach, das ist es!”とでも表現するのでしょうか）と納得すると同時に、ドイツの法体系がかつて日本の法律に影響を与えたこともまた、再認識しました。

K. K.